

給与支払報告書

に係る給与所得者異動届出書

特別徴収

鯖江市長 殿 令和 年 月 日提出		住所 (所在地)	〒	法人番号又は 個人番号※1																
		給与 支払者 (特別徴収義務者)	氏名 (名称)																	
			特別徴収義務者 指定番号																	
				電話番号																
				部署名 担当者名																
給与所得者			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日		異動の事由				1月1日以降 退職時までの 給与支払額※2								
個人番号※1			(6月から翌年5月まで) 円	月から 月まで 円	円	. .	. .	1 退職	円			1月1日以降 退職時までの 給与支払額※2								
宛名番号	生年月日							円				2 転勤				控除社会 保険料額※2				
フリガナ 氏名	年 月 日		円						3 退職・長休	円										
異動後の 住所	年 月 日		円						4 死亡	円										
	年 月 日		円						5 支払少額・不定期	円										
	年 月 日		円						6 合併・解散	円										
	年 月 日		円						7 その他	円										
	年 月 日		円						[	円			]							

◎異動後の未徴収税額(ウ)の徴収方法をABCから選択し該当記号を○で囲んでください。

### A 一括徴収

(ウ)の額も特別徴収義務者が給与等から徴収する。  
一括徴収した税額は  月分( 月 日納期)で納入します。

徴収予定	徴収予定月日	徴収予定額	合計 上記(ウ)の金額
	・	円	円
	・	円	
	・	円	

一括徴収の理由

1月1日～4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務付けられています。

異動が12月31日までで、本人申出があったため

異動が1月1日以降で、特別徴収継続の希望がないため

### B 普通徴収

(ウ)の額を本人が支払う。

鯖江市役所より、本人あてに納税通知書をお送りしますので、その旨を本人にお知らせください。

### C 特別徴収継続

(ウ)の額を新しい特別徴収義務者が徴収する。

新特別徴収義務者	法人番号 又は 個人番号※1																			
	フリガナ																			
	名称																			
	所在地																			
	送付先																			
	電話番号		担当者名																	
月割額		_____円を <input type="text"/> 月分から納入します。 ( 月 日納期)																		
特別徴収義務者指定番号		[新規の場合のみ記載]																		
受給者番号		納入書 要・不要																		

※1 マイナンバー法に基づく個人番号および法人番号(法人番号の指定を受けていない場合は事業主の個人番号)の記載が必要です。

※2 記載の有無に関わらず、給与支払報告書の提出が必要です。

個人コード			
現年度	次年度		
オン	ラン	オン	ラン

備考	
----	--

\*死亡退職の場合の未徴収額については普通徴収の方法をとってください。

\*提出の流れ:旧事業所(上段記載)→新事業所(C欄記載)→鯖江市  
\*電子での税額通知書(納税義務者用)の受取を選択している場合は、必ず受給者番号を記入してください。